

<<<新旧対照表>>>

新			旧		
○多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和52年3月26日条例第3号 (報酬の額) 第2条 報酬の額は、別表のとおりとする。 (費用弁償) 第4条 非常勤の職員が公務のため旅行したときは、別表に定める額を費用弁償として支給する。 別表(第2条、第4条関係)			○多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和52年3月26日条例第3号 (報酬の額) 第2条 報酬の額は、別表のとおりとする。 (費用弁償) 第4条 非常勤の職員が公務のため旅行したときは、別表に定める額を費用弁償として支給する。 別表(第2条、第4条関係)		
区分	報酬額	費用弁償	区分	報酬額	費用弁償
教育委員会委員	月額 40,000円	多治見市職員等の旅費に関する条例(平成4年条例第6号)に規定する特別職の旅費額に相当する額	教育委員会委員	月額 40,000円	多治見市職員等の旅費に関する条例(平成4年条例第6号)に規定する特別職の旅費額に相当する額
<略>			<略>		
専門委員	日額 8,000円		専門委員	日額 8,000円	
表彰審査委員会委員 総合計画審議会委員 【削る】	日額 8,000円		表彰審査委員会委員 総合計画審議会委員 個人情報保護審議会委員	日額 8,000円	
子どもの権利委員会委員 <略>			子どもの権利委員会委員 <略>		
是正請求審査会委員 <略>	日額 12,000円		是正請求審査会委員 <略>	日額 12,000円	
<略>			<略>		
<略>	<略>		<略>	<略>	
備考 <略>			備考 <略>		
摘要	改正理由 個人情報保護法の改正(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律。令和5年4月1日施行部分)に伴い、自治体における個人情報保護も同法の対象となります。 このため、主に個人情報の目的外利用や外部提供の是非について審議をしていた「個人情報保護審議会」を廃止することとし、同審議会委員の報酬の定めを削ります。				